

# 産業雇用安定助成金のご案内

---

- ▶ 雇用維持支援コース
- ▶ スキルアップ支援コース
- ▶ 事業再構築支援コース

# 産業雇用安定助成金の推移

産業雇用安定助成金は、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、事業活動の一時的な縮小を余儀なくされる企業が増加する中で、一時的に雇用過剰となった企業と人手不足が生じている企業との間で、出向という手段を活用して、労働者の雇用を維持する重要性が高まっていることを踏まえ、在籍型出向を支援する取組の一つとして令和3年2月5日に創設されました。

## 産業雇用安定助成金

### 雇用維持支援コース

(令和3年2月5日施行)

▶新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向を行った場合に、出向元事業主及び出向先事業主の双方に出向に係る賃金等を助成

### スキルアップ支援コース

(令和4年12月2日施行)




▶在籍型出向は、自社にはない実践の場における経験から新たなスキルを習得することが期待できるため、労働者のスキルアップを出向により行うとともに、当該出向から復帰した際の賃金を出向前と比較して上昇させた場合に、出向元事業主に対して助成

### 事業再構築支援コース

(令和5年4月1日施行)

▶新型コロナウイルス感染症の影響等により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、新たな事業への進出等の事業再構築を行う場合に、当該事業再構築に必要な新たな人材の円滑な受け入れを支援

# 産業雇用安定助成金の全体像

項目 \ コース	雇用維持支援コース	スキルアップ支援コース	事業再構築支援コース
目的	労働者の雇用維持	労働者の賃金上昇につながるスキルアップ	新たな事業への進出等の事業再構築を行う場合に、当該事業再構築に必要な新たな人材の円滑な受け入れ
新型コロナウイルス感染症の影響による事業活動の一時的な縮小	関連あり	不問	関連あり
出向の実施	必要	必要	不要
企業グループ内出向	対象	対象外	
対象事業主	出向元事業主 出向先事業主	出向元事業主	事業再構築補助金の交付決定を受け、当該事業再構築に必要な新たな人材を雇い入れた事業主
助成の内容 (3～5頁で解説)	① 出向初期経費助成 ② 出向運営経費助成 ③ 復帰後訓練助成	出向労働者の賃金の一部に対する助成	対象労働者に対して支払われた賃金の一部に対する助成
支給の要件等	「雇用維持支援コース」ガイドブック 	「スキルアップ支援コース」ガイドブック 	産業雇用安定助成金(事業再構築支援コース)ウェブサイト 

# 【 助成の内容 】

## ▶ 雇用維持支援コース

### ① 出向初期経費助成 出向元 出向先 **（企業グループ内出向の場合は支給されません）**

【内容】 出向前に、出向の成立に必要な措置を行った場合に以下の額を助成

	助 成 額	加 算 額
出向元・出向先	各10万円／1人あたり（定額）	各5万円／1人あたり（定額）

- ・ 出向先事業主は1年度あたり500人が上限です
- ・ 出向元事業主または出向先事業主がそれぞれ一定の要件を満たす場合に加算

### ② 出向運営経費助成 出向元 出向先

【内容】 出向中に必要な経費の一部を助成

助 成 率	中 小 企 業	中 小 企 業 以 外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9 / 10	3 / 4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4 / 5	2 / 3
企業グループ内出向の場合	2 / 3	1 / 2
上限額（出向元・出向先の合計）	12,000円／1人1日あたり	

- ・ 出向先事業主は1年度あたり500人が上限です

### ③ 出向復帰後訓練助成 出向元

【内容】出向から復帰した労働者に対して、出向で新たに得たスキル・経験をブラッシュアップさせる訓練（off-JT）を行った際に、訓練に要する経費と訓練期間中の賃金の一部を助成

	経費助成	賃金助成
助成内容	実費（上限30万円）	1人1時間あたり900円（上限600時間）

### ▶ スキルアップ支援コース 出向元 （企業グループ内出向の場合は支給されません）

【内容】出向から復帰した際の賃金を出向前と比較して5%以上上昇させた事業主（出向元）に対し、当該事業主が負担した賃金の一部を助成

	中小企業	中小企業以外
助成率	2/3	1/2
助成額	以下のいずれか低い額に助成率をかけた額（最長1年まで） イ 出向労働者の出向中の賃金※ <sup>1</sup> のうち出向元が負担する額 ロ 出向労働者の出向前の賃金の1/2の額	
上限額	8,355円※ <sup>2</sup> / 1人1日当たり （1事業所1年度あたり1,000万円まで）	

※1 出向中の労働者に対する賃金は出向前に支払っていた賃金以上の額を支払う必要があります。

※2 雇用保険の基本手当日額の最高額（令和4年8月1日時点）。毎年8月に改正されるためご注意ください。

## ▶ 事業再構築支援コース 当該事業再構築に必要な新たな人材を雇い入れた事業主

【内容】令和5年4月1日以降に中小企業庁の実施する「事業再構築補助金」※1の応募書類を提出し、交付決定を受けた事業主が、当該事業再構築に必要な新たな人材を雇い入れた際に、対象労働者に支払った賃金の一部を助成

- ※1 第10回公募要領の「物価高騰対策・回復再生応援枠」および「最低賃金枠」に限ります。  
また、事業計画に記載する「実施体制」の中に人材確保に関する事項を記載した場合に限ります。

	中小企業	中小企業以外
助成額	280万円/人※2 (140万円×2期※3)	200万円/人※2 (100万円×2期※3)
助成対象期間	1年	

※2 一事業主あたり5人までの支給に限ります。

※3 雇い入れから6か月を支給対象期の第1期、次の6か月を第2期として、6か月ごとに2回に分けて支給します。

## 【事業再構築補助金とは】

ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新分野展開、業務転換、事業・業種転換、事業再編など、思い切った事業再構築に意欲を持った中小企業等の挑戦を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的としています。（中小企業庁が実施）

詳細は、事業再構築補助金ウェブサイトをご確認ください。

ウェブサイトは右記をチェック

■事業再構築補助金  
<https://jigyousaikouchiku.go.jp/>



## 産業雇用安定助成金に関する申請・お問い合わせ先

ご不明な点は、下記のコールセンターもしくは助成金センターまでお問合せください。  
なお、産業雇用安定助成金の相談・申請先は下記の助成金センターです。

- **愛媛労働局 職業安定部職業対策課 助成金センター**

(松山市勝山町2丁目6-3 FJ松山ビル2階)

電話番号 **089-987-6370** 受付時間 (月～金曜日) 8:30～17:15  
土・日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)は閉庁しております。

- **雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター**

電話番号 0120-603-999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む